

東京都計画用途地域の変更(東京都決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(板橋区分)

種類	面積	容積率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 7.0 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
	7.0	6/10	3/10	—	80	10	0.2
	81.2	8/10	4/10	—	80	10	2.7
	55.8	10/10	5/10	—	80	10	1.8
	24.1	10/10	5/10	—	100	10	0.8
24.3	15/10	5/10	—	70	10	0.8	
小計	192.4						6.3
第二種低層住居専用地域	約 — ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—						—
第一種中高層住居専用地域	約 28.7 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
	28.7	10/10	5/10	—	60	—	0.9
	21.2	15/10	5/10	—	70	—	0.7
	435.6	20/10	6/10	—	60	—	14.3
	472.4	20/10	6/10	—	70	—	15.5
	11.0	20/10	6/10	—	80	—	0.4
	6.4	30/10	6/10	—	60	—	0.2
40.7	30/10	6/10	—	70	—	1.3	
小計	1,016.0						33.4
第二種中高層住居専用地域	約 3.1 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
3.1	30/10	6/10	—	60	—	0.1	
小計	3.1						0.1
第一種住居地域	約 53.2 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
	53.2	20/10	6/10	—	60	—	1.8
	277.6	20/10	6/10	—	70	—	9.1
	195.2	30/10	6/10	—	60	—	6.4
	15.6	30/10	6/10	—	70	—	0.5
	0.1	30/10	8/10	—	60	—	0.0
0.1	30/10	8/10	—	70	—	0.0	
小計	541.8						17.8
第二種住居地域	約 4.5 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
4.5	20/10	6/10	—	60	—	0.1	
56.3	30/10	6/10	—	60	—	1.9	
小計	60.8						2.0

種類	面積	容積率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
準住居地域	約 24.2 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
	24.2	30/10	6/10	—	60	—	0.8
	22.0	30/10	6/10	—	70	—	0.7
小計	46.2						1.5
近商業地域	約 4.8 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
	4.8	20/10	8/10	—	70	—	0.2
	176.6	30/10	8/10	—	60	—	5.8
	52.6	30/10	8/10	—	70	—	1.7
小計	13.0	40/10	8/10	—	60	—	0.4
247.0							8.1
商業地域	約 0.3 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
	0.3	20/10	8/10	—	—	—	0.0
	64.5	40/10	8/10	—	—	—	2.1
	73.1	50/10	8/10	—	—	—	2.4
	40.1	60/10	8/10	—	—	—	1.3
小計	178.0						5.9
準工業地域	約 37.7 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
	37.7	20/10	6/10	—	60	—	1.2
	363.6	20/10	6/10	—	70	—	12.0
	167.8	30/10	6/10	—	60	—	5.5
	7.9	30/10	6/10	—	70	—	0.3
	10.8	30/10	8/10	—	60	—	0.4
小計	587.8						19.3
工業地域	約 3.6 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
	3.6	20/10	6/10	—	60	—	0.1
	69.4	20/10	6/10	—	70	—	2.3
	4.8	30/10	6/10	—	60	—	0.2
小計	77.8						2.6
工業専用地域	約 87.9 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %
87.9	20/10	6/10	—	—	—	2.9	
小計	87.9						2.9
合計	約 3,038.8 ha						%
							100.0

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

良好な住環境の維持・保全を図るため、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低敷地面積」という。）の定めは、適用しない

- 1 次の各号のいずれかに掲げる公共公益施設等の整備（以下「公共公益施設等の整備」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合する土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法（昭和27年法律第180号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
ただし、都市計画法第29条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く
 - (2) 河川、水路その他公共公益施設
 - (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
 - (4) 地区計画等により定められた施設
- 2 最低敷地面積が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合しないこととなる土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの（最低敷地面積が変更された際、従前の制限に違反していた建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなったもの又は最低敷地面積の定めに適合するに至った建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合するに至ったものを除く。）
- 3 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定による仮換地の指定、同法第103条第1項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地（当該処分等があった際、現に建築物の敷地として使用されていた従前の土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた従前の土地と照応するものに限る。ただし、最低敷地面積の制限に違反していたものを除く。）で、その全部を一の敷地として使用するもの

新旧対照表

() 内は変更箇所を示す。
(板橋区分)

種類	容積率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
第一種低層住居専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	6/10	3/10	—	(80)	10	7.0	0.2	7.0	0.2	
	8/10	4/10	—	(80)	10	81.2	2.7	81.2	2.7	
	10/10	5/10	—	(80)	10	55.8	1.8	55.8	1.8	
	10/10	5/10	—	(100)	10	24.1	0.8	24.1	0.8	
小計	15/10	5/10	—	(70)	10	24.3	0.8	24.3	0.8	
小計						192.4	6.3	192.4	6.3	
第二種低層住居専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	10/10	5/10	—	(60)	—	28.7	0.9	28.7	0.9	
	15/10	5/10	—	(70)	—	21.2	0.7	21.2	0.7	
	20/10	6/10	—	(60)	—	435.6	14.3	435.6	14.3	
	20/10	6/10	—	(70)	—	472.4	15.5	472.4	15.5	
	20/10	6/10	—	(80)	—	11.0	0.4	11.0	0.4	
	30/10	6/10	—	(60)	—	6.4	0.2	6.4	0.2	
	30/10	6/10	—	(70)	—	40.7	1.3	40.7	1.3	
小計					1,016.0	33.4	1,016.0	33.4		
第二種中高層住居専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	30/10	6/10	—	(60)	—	3.1	0.1	3.1	0.1	
小計						3.1	0.1	3.1	0.1	
第一種住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	(60)	—	53.2	1.8	53.2	1.8	
	20/10	6/10	—	(70)	—	277.6	9.1	277.6	9.1	
	30/10	6/10	—	(60)	—	195.2	6.4	195.2	6.4	
	30/10	6/10	—	(70)	—	15.6	0.5	15.6	0.5	
	30/10	8/10	—	(60)	—	0.1	0.0	0.1	0.0	
	30/10	8/10	—	(70)	—	0.1	0.0	0.1	0.0	
小計					541.8	17.8	541.8	17.8		
第二種住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	20/10	6/10	—	(60)	—	4.5	0.1	4.5	0.1	
小計	30/10	6/10	—	(60)	—	56.3	1.9	56.3	1.9	
小計						60.8	2.0	60.8	2.0	

種類	容積率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
準住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	30/10	6/10	—	(60)	—	24.2	0.8	24.2	0.8	
	30/10	6/10	—	(70)	—	22.0	0.7	22.0	0.7	
小計						46.2	1.5	46.2	1.5	
近商業地隣域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	—	(70)	—	4.8	0.2	4.8	0.2	
	30/10	8/10	—	(60)	—	176.6	5.8	176.6	5.8	
	30/10	8/10	—	(70)	—	52.6	1.7	52.6	1.7	
小計	40/10	8/10	—	(60)	—	13.0	0.4	13.0	0.4	
小計						247.0	8.1	247.0	8.1	
商業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	—	—	—	0.3	0.0	0.3	0.0	
	40/10	8/10	—	—	—	64.5	2.1	64.5	2.1	
	50/10	8/10	—	—	—	73.1	2.4	73.1	2.4	
	60/10	8/10	—	—	—	40.1	1.3	40.1	1.3	
小計						178.0	5.9	178.0	5.9	
準工業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	(60)	—	37.7	1.2	37.7	1.2	
	20/10	6/10	—	(70)	—	363.6	12.0	363.6	12.0	
	30/10	6/10	—	(60)	—	167.8	5.5	167.8	5.5	
	30/10	6/10	—	(70)	—	7.9	0.3	7.9	0.3	
小計	30/10	8/10	—	(60)	—	10.8	0.4	10.8	0.4	
小計						587.8	19.3	587.8	19.3	
工業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	(60)	—	3.6	0.1	3.6	0.1	
	20/10	6/10	—	(70)	—	69.4	2.3	69.4	2.3	
小計	30/10	6/10	—	(60)	—	4.8	0.2	4.8	0.2	
小計						77.8	2.6	77.8	2.6	
工業専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	20/10	6/10	—	—	—	87.9	2.9	87.9	2.9	
小計						87.9	2.9	87.9	2.9	
合計						約 ha	%	約 ha	%	
						3,038.8	100.0	3,038.8	100.0	

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
板橋区赤塚四丁目及び赤塚五丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 30 % 容積率 60 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 —	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 30 % 容積率 60 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 80㎡	約 ha 7.0	敷地面積の最低限度の追加
板橋区赤塚四丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、成増四丁目及び三園一丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 40 % 容積率 80 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 —	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 40 % 容積率 80 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 80㎡	約 ha 81.2	敷地面積の最低限度の追加
板橋区赤塚三丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、高島平四丁目、高島平五丁目及び三園一丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 100 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 —	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 100 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 80㎡	約 ha 55.8	敷地面積の最低限度の追加
板橋区常盤台一丁目及び常盤台二丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 100 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 —	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 100 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 100㎡	約 ha 24.1	敷地面積の最低限度の追加
板橋区西台二丁目及び西台三丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 150 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 —	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 150 % 高さの限度 10 m 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 24.3	敷地面積の最低限度の追加
板橋区小茂根三丁目、小茂根五丁目、桜川一丁目及び東新町二丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 100 % 敷地面積の最低限度 —	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 100 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 28.7	敷地面積の最低限度の追加

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
板橋区赤塚六丁目、赤塚七丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目及び若木三丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 150 % 敷地面積の最低限度 —	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 50 % 容積率 150 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 21.2	敷地面積の最低限度の追加
板橋区板橋四丁目、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上町、大谷口北町、大山西町、加賀一丁目、上板橋一丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、幸町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、東山町、富士見町、双葉町、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、南町、南常盤台二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、若木一丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 —	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 435.6	敷地面積の最低限度の追加
板橋区赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚四丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、赤塚八丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、大門、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸五丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、成増一丁目、成増二丁目、成増三丁目、	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 —	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 472.4	敷地面積の最低限度の追加

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
成増四丁目、成増五丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮根二丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、三園一丁目、四葉一丁目及び四葉二丁目各地内				
板橋区常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、富士見町及び南常盤台一丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 -	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 80㎡	約 ha 11.0	敷地面積の最低限度の追加
板橋区板橋四丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 -	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 6.4	敷地面積の最低限度の追加
板橋区高島平一丁目、高島平二丁目及び高島平三丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 -	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 40.7	敷地面積の最低限度の追加
板橋区赤塚新町三丁目地内	第二種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 -	第二種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 3.1	敷地面積の最低限度の追加
板橋区相生町、板橋四丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、東新町一丁目、常盤台三丁目、中台三丁目、西台一丁目、前野町六丁目、南常盤台二丁目、向原一丁目、向原二丁目、若木一丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地内	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 -	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 53.2	敷地面積の最低限度の追加

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
板橋区相生町、赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、赤塚八丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、泉町、大原町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、新河岸二丁目、大門、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸五丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、中台二丁目、中台三丁目、成増一丁目、成増二丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、舟渡一丁目、舟渡二丁目、前野町一丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、三園一丁目、四葉一丁目、四葉二丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地内	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 -	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 277.6	敷地面積の最低限度の追加
板橋区板橋一丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、稲荷台、加賀一丁目、加賀二丁目、柴町、桜川一丁目、桜川三丁目、高島平七丁目、常盤台一丁目、中板橋、仲宿、仲町、成増一丁目、成増二丁目、蓮根三丁目、氷川町、富士見町、双葉町、本町、南町、南常盤台一丁目、大和町及び弥生町各地内	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 -	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 195.2	敷地面積の最低限度の追加

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
板橋区清水町、高島平一丁目、高島平二丁目及び高島平三丁目各区内	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 —	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 15.6	敷地面積の最低限度の追加
板橋区小豆沢四丁目地内	第一種住居地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 —	第一種住居地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 0.1	敷地面積の最低限度の追加
板橋区清水町地内	第一種住居地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 —	第一種住居地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 0.1	敷地面積の最低限度の追加
板橋区常盤台四丁目、南常盤台一丁目及び南常盤台二丁目各区内	第二種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 —	第二種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 4.5	敷地面積の最低限度の追加
板橋区板橋一丁目、板橋二丁目、大山金井町、大山町、大山東町、熊野町、栄町、常盤台一丁目、仲町、氷川町、南常盤台一丁目及び弥生町各区内	第二種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 —	第二種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 56.3	敷地面積の最低限度の追加
板橋区高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、三園一丁目及び三園二丁目各区内	準住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 —	準住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 24.2	敷地面積の最低限度の追加

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
板橋区大門、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、西台二丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目及び四葉二丁目各区内	準住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 —	準住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 22.0	敷地面積の最低限度の追加
板橋区赤塚三丁目、赤塚四丁目、成増四丁目、成増五丁目及び三園一丁目各区内	近隣商業地域 建ぺい率 80 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 —	近隣商業地域 建ぺい率 80 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 4.8	敷地面積の最低限度の追加
板橋区相生町、赤塚新一丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、稲荷台、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上町、大谷口北町、大山金井町、大山町、大山西町、大山東町、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、幸町、栄町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、清水町、志村二丁目、志村三丁目、高島平七丁目、東新一丁目、東新町二丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、中板橋、仲宿、中台一丁目、中台三丁目、仲町、成増一丁目、成増二丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、東山町、富士見町、双葉町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町六丁目、	近隣商業地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 —	近隣商業地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 176.6	敷地面積の最低限度の追加

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
南町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、宮本町、向原一丁目、大和町、弥生町、若木一丁目及び若木三丁目各地内				
板橋区赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、坂下一丁目、坂下二丁目、清水町、志村二丁目、志村三丁目、高島平一丁目、高島平二丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、成増一丁目、成増二丁目、成増三丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮沼町、蓮根一丁目、蓮根二丁目及び宮本町各地内	近隣商業地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 -	近隣商業地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 52.6	敷地面積の最低限度の追加
板橋区大谷口上町、大谷口北町、大山町、大山西町、大山東町、栄町、成増三丁目、東山町、氷川町、南常盤台一丁目及び弥生町各地内	近隣商業地域 建ぺい率 80 % 容積率 400 % 敷地面積の最低限度 -	近隣商業地域 建ぺい率 80 % 容積率 400 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 13.0	敷地面積の最低限度の追加
板橋区幸町、中台一丁目、中台三丁目、中丸町、前野町四丁目、前野町六丁目、向原二丁目、向原三丁目、若木一丁目及び若木二丁目各地内	準工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 -	準工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 37.7	敷地面積の最低限度の追加
板橋区小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、泉町、大原町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、清水町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、新河岸一丁目、新河岸二丁目、新河岸三丁目、	準工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 -	準工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 363.6	敷地面積の最低限度の追加

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、成増二丁目、成増三丁目、西台一丁目、西台三丁目、西台四丁目、蓮沼町、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、富士見町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町六丁目、三園二丁目、宮本町、大和町、若木一丁目及び若木二丁目各地内				
板橋区板橋二丁目、稲荷台、大山金井町、加賀一丁目、加賀二丁目、熊野町、幸町、坂下三丁目、清水町、新河岸三丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平九丁目、中丸町、成増二丁目、蓮根三丁目、舟渡一丁目、本町、三園二丁目及び南町各地内	準工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 -	準工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 167.8	敷地面積の最低限度の追加
板橋区清水町、志村三丁目及び本町各地内	準工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 -	準工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 7.9	敷地面積の最低限度の追加
板橋区小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、稲荷台、坂下一丁目、清水町、志村三丁目、東坂下一丁目及び本町各地内	準工業地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 -	準工業地域 建ぺい率 80 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 10.8	敷地面積の最低限度の追加

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
板橋区西台四丁目、若木一丁目及び若木二丁目各地内	工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 —	工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 3.6	敷地面積の最低限度の追加
板橋区小豆沢四丁目、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、新河岸二丁目、新河岸三丁目、西台四丁目、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町六丁目、若木一丁目及び若木二丁目各地内	工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 —	工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 敷地面積の最低限度 70㎡	約 ha 69.4	敷地面積の最低限度の追加
板橋区小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、坂下一丁目及び東坂下一丁目各地内	工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 —	工業地域 建ぺい率 60 % 容積率 300 % 敷地面積の最低限度 60㎡	約 ha 4.8	敷地面積の最低限度の追加